

## 太田市AED設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域における救命率向上を図るため、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を購入する集会所（太田市地区集会所新增築等補助金交付要綱（平成21年4月1日太田市制定）第1条に規定する集会所をいう。以下同じ。）を有する行政区又は自治会等（以下「行政区等」という。）に対し、太田市AED設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象団体等)

第2条 補助金の交付対象団体は、市内に主たる事務所を有する行政区等とする。

2 補助金の交付は、1集会所につき1台に限るものとする。

### (交付対象経費)

第3条 集会所に設置するAEDの本体及び初回付属品の購入費並びに取付工事費（以下「AED購入等経費」という。）とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、AED購入等経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

### (補助金の交付条件)

第5条 市長は、補助金の交付条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) AEDの日常点検を行い、適正に管理すること。
- (2) AEDの点検管理者を配置すること。
- (3) AEDの使用に関する救命講習の受講者を行政区等に有すること、または受講計画を定めていること。
- (4) AED購入等経費について、市その他の補助又は助成を受けていないこと。

### (補助金の返還)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。